

## 公証人倫理要綱

平成19年 5月12日 定時総会決議

私たち公証人は、国民の権利保護と私的紛争の予防の実現を使命とする者として、その使命にふさわしい倫理を自覚し、ここに、公証人の職務に関する倫理要綱を定める。

### 第1章 総 則

#### 第1条（使命の自覚）

公証人は職務を行うに際し、その使命が、国民の権利保護と私的紛争の予防の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

#### 第2条（信義誠実）

公証人は、懇切を旨とし、信義に基づき、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

#### 第3条（品位の保持）

公証人は、その使命に鑑み、品位を保持するとともに、社会的信用の向上に努めなければならない。

#### 第4条（資質の向上）

公証人は、法令及び公証事務に精通するため、自ら研鑽するとともに、日本公証人連合会及び所属する公証人会（以下「日公連等」という。）が実施する研修等に参加するなどして、能力の向上に努めなければならない。

#### 第5条（規律等の遵守）

公証人は、公証人に関する法令及び日公連等の会則その他の公証事務関連規定を誠実に守らなければならない。

#### 第6条（公益的活動）

公証人は、その使命にふさわしい公益的活動に努め、公共の利益の実現、社会秩序の維持及び法制度の改善に貢献しなければならない。

### 第2章 一般的な規律

#### 第7条（信用失墜行為の禁止）

公証人は、その職務の内外を問わず、その信用を傷つけ、又は公証人全体の品位を害する行為をしてはならない。

#### 第8条（秘密保持）

公証人は、法律に別段の定めのある場合及び囑託人の同意のある場合を除き、その取り扱った事件を漏洩してはならない。

2 公証人は、書記その他の使用人に対し、その者が職務上知り得た秘密を保持させなければならない。

#### 第9条（職務専従義務）

公証人は、法務大臣の許可を受けた場合を除き、専心公証事務に従事する義務を負う。

#### 第10条（書記等の指導監督）

公証人は、書記その他の使用人の資質向上に努めるとともに、その職務行為については、十分な指導監督を行わなければならない。

#### 第11条（引継の励行）

公証人は、公証人交代の際等においては、必要と認められる事項について、遅滞なく、相互に十分な引継を行わなければならない。

### 第3章 嘱託人との関係における規律

#### 第12条（嘱託受託義務）

公証人は、正当な理由のない限り、嘱託を拒むことはできない。

#### 第13条（嘱託趣旨の明確化）

公証人は、嘱託の趣旨に基づき、その内容及び範囲を明確にして受託しなければならない。

#### 第14条（事件処理の手順）

公証人は、特別の事情のない限り、嘱託の順序に従って、速やかに着手し、遅滞なく事件を処理しなければならない。

#### 第15条（説明及び助言）

公証人は、嘱託の趣旨を実現するため、的確な法律判断に基づき、適宜説明及び助言するなどして、適切な公証事務を行い、将来の私的紛争の防止に資するようにしなければならない。

#### 第16条（手数料）

公証人は、公証人手数料令に定める手数料等のほか、いかなる名義をもってするを問わず、その取り扱った事件について報酬その他の対価を受け取ってはならず、また、手数料令に定められた額を減額することは許されない。

2 公証人は、嘱託人に対し、手数料等の金額又は算定方法を明示し、十分に説明しなければならない。

### 第4章 日公連等との関係における規律

#### 第17条（会務協力義務）

公証人は、日公連等の組織運営及び活動に十分な関心を持ち、これに積極的に参加し、協力しなければならない。

#### 第18条（服務義務）

公証人は、その業務に関して、日公連等が、勧告もしくは指示をしたときは、これに従わなければならない。日公連等から、調査を受け若しくは報告を求められたときは、これに誠実に応じなければならない。